

許可番号 00302141687

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県花巻市石鳥谷町上口二丁目6番地5

氏名 高田工業株式会社 代表取締役 佐々木 信行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する



修
勝部

岩手県県南広域振興局長

許可の年月日 平成20年 4月11日

許可の有効年月日 平成25年 4月10日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類
取扱う産業廃棄物

- ・木くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- ・及び陶磁器くず(これらの中自動車等破砕物を除く。)
- ・がれき類

以下余白
(2) 積替え・保管を含むもの
無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 4月11日 当初許可
以下余白

4. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無
以下余白

高田工業株式会社
代表取締役 佐々木 信行 様



県南広域振興局保健福祉環境部長

産業廃棄物収集運搬業の許可について
平成20年2月22日付で申請のあつた産業廃棄物収集運搬業許可申請について、別添のとおり許可されたので、許可証を交付します。
なお、当該業務を行うに当たっては、法令を遵守し、特に下記に留意のうえ遺漏のないよう願います。

記

- 1 排出事業者と産業廃棄物収集運搬の契約を結ぶ際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第6条の2の定める基準に合致するものであることを確認すること。
- 2 産業廃棄物の収集運搬に当たっては、産業廃棄物処理基準（政令第6条）を遵守すること。
- 3 廃棄物の處理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第14項ただし書きによって収集若しくは運搬を委託する場合のほか、産業廃棄物の収集又は運搬を他人に委託してはならないこと。
- 4 法第14条第15項において準用する法第7条第15項の規定による帳簿を備え、記帳し保存すること。
- 5 事業の範囲（事業の一部の廃止を除く。）を変更しようとするときは、法第14条の2第1項の規定による変更の許可を受けること。
- 6 事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2条の6第1項に定める事項を変更したときは、法第14条の2第3項で準用する法第7条の2第3項の規定による届出を、当該一部廃止又は変更の日から10日以内に行うこと。
- 7 当該年の3月31日以前の1年間ににおける産業廃棄物の収集運搬に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岩手県規則第67号）第17条第4項に基づき、当該産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物運搬実績報告書を毎年6月30日までに提出すること。
- 8 許可の更新を受ける場合は、許可期限の2カ月前を目処に更新申請を行うこと。
- 9 県外に所在する事業場において生じた産業廃棄物を、県内で処分するため搬入しようとする排出事業者は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第2条の規定に基づき、搬入しようとしているので、県外からの収集運搬を受託するに当たっては、排出事業者からその協議結果を確認すること。
(詳細については、岩手県ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=262&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=262>)を参照願いたいこと。)
- 10 また、本県においては、県外からの産業廃棄物の搬入は原則として全て控えるよう指導していること。
10 本件許可では、感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物の収集運搬はできないこと。